お詫びと訂正
広報つくばみらい３月号（No.228）に掲載した記事に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

○11ページ「児童手当制度改正に伴う手続きをお忘れなく！」
誤：多子加算の申請について　申請期限：４月15日㈫
正：多子加算の申請について　申請期限：４月**16日㈬**

固定資産税の納税通知書を発送します

令和７年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、４月７日㈪に発送予定です。納税通知書が届いたら、課税明細書に記載されている固定資産（土地・家屋）の内容を確認してください。

▶注意事項
○賦課期日である令和７年１月１日現在で所有している固定資産（土地・家屋）がすべて記載されているか
○賦課期日である令和７年１月１日現在の土地の地目や家屋の種類が記載されているか
○令和６年12月31日以前に取り壊した家屋や、所有者を変更した資産が含まれていないか
○住宅やアパートの敷地として使用されている土地の場合、住宅用地の特例適用表示がされているか
なお、誤って他人宛ての納税通知書が配達されたり、それを誤って開封してしまった場合には、最寄りの郵便局へご連絡をお願いします。

▶納期限：下表のとおり

第１期	４月30日㈬
第２期	７月31日㈭
第３期	12月25日㈭
第４期	令和８年３月２日㈪

※口座振替の場合の振替日は、各納期限日になります。それまでに預貯金残高の確認をお願いします。

■固定資産の縦覧ができます
固定資産税・都市計画税の納税者の方は、固定資産税課税台帳に登録された土地や家屋などを縦覧帳簿で縦覧できます。これにより、納税者の皆さんが所有している土地や家屋と、ほかの土地や家屋の価格を比較できます。

▶縦覧期間：４月１日㈫～30日㈬（土・日・祝日を除く）
▶縦覧場所：伊奈庁舎２階　税務課
▶縦覧することができる方：固定資産税の納税者
▶縦覧帳簿記載事項
○土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地積、価格
○家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
▶持ち物：納税者本人であることを確認できるもの（運転免許証など）

問 伊奈庁舎税務課（内線2301～2304）

国民健康保険税の税率などを改定しました

本市の国民健康保険の財政運営は、支払準備基金を取り崩し、不足額を補填している状況にあります。また近い将来、茨城県内での保険料水準の統一が見込まれる一方で、県が示す標準保険料率と本市の税率などには乖離があります。
今後の保険料水準の統一に向けて、加入者の皆さんの急激な負担増とならないよう、数年かけて標準保険料率に近づくよう段階的に税率などを見直すため、令和７年度の国民健康保険税の税率などを改定します。
加入者の皆さんの保険税が大切な財源になります。将来にわたり安定した国民健康保険の運営ができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

■改定税率（改正前→**改正後**）
○医療保険分
▶所得割：5.8%→**5.9%**
▶均等割：２万1,800円→**２万5,700円**
○後期高齢者支援金分
▶所得割：1.8%→**2.1%**
▶均等割：１万3,400円→**１万4,300円**
○介護保険分（40～65歳未満の方）
▶所得割：1.2%→**1.5%**
▶均等割：１万3,700円→**１万4,700円**

問 伊奈庁舎国保年金課（内線4404,4410）

農地転用には許可が必要です

農地を住宅・資材置場・駐車場などの用途に無断で転用すると、地域農業にとって大きな損失となります。転用する際には、事前に農業委員会に相談してください。

▶農地転用の種類
○農地法第４条転用：農地所有者本人が転用
○農地法第５条転用：農地所有者以外の者が、所有者から農地を買ったり借りたりして転用
▶農地転用の受付期間
○市街化調整区域（許可申請）：毎月21～25日（申請期間が土・日・祝日の場合は変更あり）
○市街化区域（届出）：随時
※市街化区域内の農地転用の場合は、農業委員会への届け出が必要です。届出後、受理通知書が交付されてから転用を行ってください。

問 谷和原庁舎農業委員会事務局（内線6300～6302）

「令和７年春の全国交通安全運動」が実施されます

▶期間：４月６日㈰～15日㈫の10日間
▶交通事故死ゼロを目指す日：４月10日㈭
▶運動重点
○子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
○歩行者優先意識の徹底とながら運転などの根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
○自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
この運動は、国民一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止を徹底することを目的としています。期間中に限らず、安全運転を心がけましょう。

問 伊奈庁舎防災課（内線2503）